

産業廃棄物管理票（マニフェスト）  
交付等状況報告に関するQ&A

令和6年4月

広島県

## 目 次

第1	報告書の提出について.....	1
1	報告対象者.....	1
2	マニフェストの交付枚数が少ない場合.....	1
3	D票等がまだ戻っていない場合.....	1
4	電子マニフェストを使用している場合.....	1
5	マニフェストの交付を要しない者に委託した場合.....	1
6	適正処理確認のために便宜的にマニフェストを使用する場合.....	2
7	多量排出事業者に係る報告等を提出している場合.....	2
8	報告期限.....	2
9	報告の方法.....	3
10	報告書等の提出先.....	3
11	提出部数.....	3
12	提出の義務.....	3
13	罰則等.....	3
第2	報告様式について.....	4
14	報告様式の入手方法.....	4
15	法定様式による報告.....	4
第3	記載方法について.....	4
16	内容が一枚の報告様式に収まらない場合.....	4
17	営業所長名等による報告.....	4
18	農業用廃プラスチック類に係る報告.....	5
19	ビルの管理会社による報告.....	5
20	JVによる報告.....	5
21	報告書の押印.....	5
22	県内に複数の事業場が存在する場合.....	6
23	建設工事等の報告.....	6
24	リース業に係る報告.....	6
25	自社の業務内容はどの業種に該当するか.....	6
26	複数の業種を営んでいる場合.....	7
27	混合廃棄物.....	7
28	排出量を体積で管理している場合.....	7
29	排出量の記載方法（小数点）.....	7
30	許可番号の記載方法.....	7
31	収集運搬業許可を有する者による自社運搬.....	8
32	運搬先及び処分受託者の住所の記載.....	8
参考	産業廃棄物に関する相談窓口（報告窓口）.....	9

## 第 1 報告書の提出について

### 1 報告対象者

問 報告の対象者は誰か。

答 産業廃棄物を排出し、マニフェストを交付した全ての事業者です。また、二次マニフェストを交付する産業廃棄物処分業者（中間処理業者）も報告対象者となります。

### 2 マニフェストの交付枚数が少ない場合

問 前年度のマニフェストの交付枚数が1枚である等、極めて少ない場合も報告が必要か。

答 前年度においてマニフェストを交付した事業者は、交付枚数や排出量に関わらず報告が必要です。

なお、産業廃棄物の処理を委託した実績がない等、マニフェストを交付していない場合は、報告の必要はありません。

### 3 D票等がまだ戻っていない場合

問 年度末に委託処理をしたため、まだD票が回付されていない場合、報告は必要か。

答 報告の対象は前年度中に交付したマニフェストであるため、報告が必要となります。

なお、所定の期日\*を過ぎてもマニフェストが戻ってこない場合、処理業者へ督促し、適正処理を確認するとともに、県知事等に対する未完結の報告（廃棄物処理法第12条の3第8項）が必要となります。

※所定の期日	A票～D票	90日（特別管理産業廃棄物に関するものは60日）
	E票	180日

### 4 電子マニフェストを使用している場合

問 電子マニフェストに加入している事業者も、報告する必要があるのか。

答 電子マニフェストを使用している場合は、情報処理センター（（公財）日本産業廃棄物処理振興センター）から各都道府県知事等にマニフェスト交付状況の報告が行われるため、事業者が自ら報告を行う必要はありません。

ただし、電子マニフェストと紙マニフェストを併用している事業者については、紙マニフェストを使用した部分については、自ら報告を行う必要があります。

### 5 マニフェストの交付を要しない者に委託した場合

問 廃棄物処理法施行規則第8条の19に規定するマニフェストの交付を要しない者に処理を委託した場合も報告は必要か。

**答** 運搬受託者及び処分受託者の両方がマニフェストの交付を要しない者である場合、報告は必要ありません。

ただし、運搬受託者及び処分受託者のいずれかが、許可業者である等マニフェストの交付が必要な者である場合は、報告が必要となります。

※廃棄物処理法施行規則第8条の19に規定するマニフェストの交付を要しない場合

- ① 国、市町村又は都道府県に委託する場合
- ② 国土交通大臣に届け出て、廃油処理事業を行う港湾管理者又は漁港管理者に廃油の処理を委託する場合
- ③ 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみを委託する場合
- ④ 環境大臣の再生利用に係る認定を受けた者に委託する場合
- ⑤ 環境大臣の広域処理に係る認定を受けた者に委託する場合
- ⑥ 都道府県知事の再生利用に係る指定を受けた者に委託する場合
- ⑦ 国に委託する場合
- ⑧ 運搬用パイプライン及びこれに直結する処理施設を用いる場合
- ⑨ 産業廃棄物の輸出に係る運搬
- ⑩ 外国船舶において生じた廃油について、国土交通大臣が許可した廃油処理事業者へ処理を委託する場合

## 6 適正処理確認のために便宜的にマニフェストを使用する場合

**問** 一般廃棄物の処理委託や有価物としての売却などの際、適正に処理又は売却がなされたことを確認するためにマニフェストを使用している場合、報告は必要か。

**答** 一般廃棄物や有価物など、産業廃棄物に該当しないものの処理については、報告は不要です。

ただし、金属くずを有償で売却するが、排出事業者が支払う運搬費が売却金を上回る（すなわち「逆有償」である）場合、運搬中は産業廃棄物に該当しますので、報告が必要となります。

## 7 多量排出事業者に係る報告等を提出している場合

**問** 多量排出事業者に係る処理計画及び実施状況を提出している場合も、マニフェスト報告は必要か。

**答** 提出が必要です。

## 8 報告期限

**問** 報告書はいつまでに提出するのか。

**答** 報告書は毎年6月30日までに提出してください。

なお、受付は毎年4月1日から行っています。

## 9 報告の方法

**問** 報告は、どのような方法で行えばよいのか。

**答** 広島県では、次のいずれかの方法で提出をお願いしています。

- ①紙様式による報告
- ②電子データ（エクセル）の様式を電子申請システム上で送付する報告
- ③電子申請システム上で報告内容を画面上で直接入力する報告

①による場合は、報告書を窓口まで郵送又は持参してください。また、②及び③による場合はインターネット上での報告となりますが、②では報告窓口を選択する項目がありますので、管轄の厚生環境事務所（支所）を選択してください。

## 10 報告書等の提出先

**問** 報告書の提出先はどこか。

**答** 産業廃棄物を排出した事業場を管轄する、各厚生環境事務所に提出してください。

なお、広島市、呉市及び福山市の区域内で排出されたものについては、各市の産業廃棄物担当課へ報告してください。

※建設工事現場等の短期間で所在が一定しない事業場が県内に複数存在する場合については「23 建設工事等の報告」を参照してください。

## 11 提出部数

**問** 報告書の提出部数は何部か。

**答** 報告書の提出部数は1部です。なお、控えの郵送等はいりませんので、必要な場合は事前に控えを保存したうえで提出してください。

## 12 提出の義務

**問** 報告書は必ず提出しなければならないのか。

**答** 必ず提出してください。

廃棄物処理法第12条の3第7項の規定により、産業廃棄物を他者に処理委託した事業者はこの報告書を提出することを義務づけられています。

## 13 罰則等

**問** 報告書を提出しなかった場合の罰則はあるのか。

**答** 報告書の未提出など、排出事業者が規定を遵守していないと認めるときは、速やかに必要な措置を講ずべき旨の勧告をします（廃棄物処理法第12条の6第1項）。

この勧告に従わない事業者については、その旨を公表し、必要な措置命令をする場合があります。この命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。

## 第2 報告様式について

### 14 報告様式の入手方法

問 報告様式はどのようにして入手するのか。

答 報告様式は、次のホームページに掲載していますので、必要な様式をダウンロードして使用してください。

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i2-manifest-manifest-top.html>

なお、インターネットを利用できない方は、各厚生環境事務所に様式を用意しております。

### 15 法定様式による報告

問 広島県の指定様式でなく、法定様式（国が定めた様式：様式第三号）を使用しても構わないか。

答 法定様式による報告を拒むことはありませんが、可能な限り、広島県の指定様式により報告してください。

## 第3 記載方法について

### 16 内容が一枚の報告様式に収まらない場合

問 報告内容が1枚の報告様式に収まらない場合は、どのようにすればよいか。

答 複数回に分けて報告してください。

※ 電子申請（直接入力）による報告は複数回に分けて、電子申請（電子ファイル添付）による報告は行を追加して、紙様式による報告は複数枚に分けて報告してください。

### 17 営業所長名等による報告

問 法人の内部規定により、マニフェストの交付権限を営業所長等に委任している場合、報告者の名称は、当該営業所長等の名称としてよいか。

答 社内で、マニフェストの交付、委託契約の締結等の権限の委任について明確に整理されている場合は、営業所長等の名称により報告しても構いません。ただし、報告内容に関する責任は、排出事業者としての法人に所在することを御承知おきください。

## 18 農業用廃プラスチック類等に係る報告

**問** 農業用廃プラスチック類については、J Aが各農家の委任を受けて、一括でmanifestの交付を実施しているが、報告者は誰になるのか。

**答** 次の要件を満たす場合、農業用廃プラスチック類に係るmanifestについては、例えば、農業協同組合（J A）など、その適正処理を目的として産業廃棄物集荷場所を提供する協議会等がmanifestを交付しても差し支えないこととされています。

- ①産業廃棄物を運搬受託者に引渡すまでの集荷場所を事業者提供している実態があり、
- ②当該産業廃棄物が適正に回収・処理されるシステムが確立している場合には、
- ③事業者からの依頼を受けて、当該集荷場所の提供者が自らの名義においてmanifestの交付等の事務を行っても差し支えない。

【「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成23年3月17日付け環廃産発第10317001号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）】

また一方では、manifest交付状況の報告は、manifest交付者に対して義務付けられていることから、本件については、実際にmanifestの交付を行っているJ Aが報告を行うこととなります。

ただし、この場合においても、排出事業者としての処理責任は個々の事業者であり、産業廃棄物の処理に係る委託契約は、事業者の名義において別途行わなければならないことに留意してください。

## 19 ビルの管理会社による報告

**問** ビル入居事業者の排出する産業廃棄物について、ビル管理会社がmanifestの交付を行っている場合、報告義務者は誰か

**答** 上記（設問18）の場合と同様の考え方で、ビル管理会社が報告を行うこととなります。

## 20 J Vによる報告

**問** 共同企業体（J V）による建設工事におけるmanifest交付状況の報告は誰が行うべきか。

**答** 原則として、J Vの代表者（幹事）となる事業者が報告を行ってください。

ただし、J V参加事業者の間で、廃棄物に係る処理責任が明確に定められており、J V参加事業者ごとに個別にmanifestを交付している場合は、manifestを交付した事業者ごとに報告してください。

## 21 報告書の押印

**問** 報告者の欄に押印は必要か。

**答** 不要です。

## 22 県内に複数の事業場が存在する場合

**問** 県内に固定した複数の事業場が存在する場合、法人としてひとつの報告書に取りまとめ、報告を行ってもよいか。

**答** 各事業場ごとに、個別の報告書を作成し、提出してください。

## 23 建設工事等の報告

**問** 建設工事現場のように短期間で、所在が一定しない事業場が県内に複数存在する場合は、各現場で交付した manifests の交付状況の一つに取りまとめて報告しても良いか。

**答** 建設業、リース業等、短期間で所在が一定しない事業場（以下「工事現場等」という。）が県内に複数存在する場合は、各工事現場等を管轄する営業所または支店ごとに、一つの報告に取りまとめても構いません。その際の事業所の名称及び所在地は、「県内一円の工事現場等」等とし、営業所等の所在地を管轄する厚生環境事務所に提出してください。

なお、営業所等が広島市、呉市、福山市及び県外に所在する場合の報告先は、次のとおりです。

- ・ 営業所等が広島市内の場合 → 西部厚生環境事務所広島支所（衛生環境課）
- ・ 営業所等が呉市内の場合 → 西部厚生環境事務所呉支所（衛生環境課）
- ・ 営業所等が福山市内の場合 → 東部厚生環境事務所福山支所（衛生環境課）
- ・ 営業所等が県内にない場合 → 排出量が最も多い現場を所管する窓口

## 24 リース業に係る報告

**問** リース業を営んでおり、県内の複数の顧客に物品をリースしている場合、排出場所（顧客）毎に報告書の作成が必要か。

**答** リース業の場合は、建設業と同様に、県内で交付した manifests を取りまとめて報告しても構いません。

## 25 自社の業務内容はどの業種に該当するか

**問** 「業種」欄について、自社の業務内容が、日本標準産業分類のどれに該当するかを調べるには、どのようにすればよいか。

**答** 日本標準産業分類の詳細な内容については、総務省統計局のホームページで公開されていますので、検索サイトで「日本標準産業分類」と入力して検索してください。

## 26 複数の業種を営んでいる場合

**問** 複数の業種を営んでいる場合、報告書の「業種」欄の記載はどのようにするべきか。

**答** 報告者の主な業種を記載してください。なお、業種毎に報告書を作成しても構いません。

## 27 混合廃棄物

**問** 排出段階で複数の種類の産業廃棄物が混合している場合、どのように記載すればよいか。

**答** 混合廃棄物を総体として考えて、廃棄物の種類を決定してください。

例えば、混合廃棄物の9割が廃プラスチック類で構成されている場合は、便宜的に廃プラスチック類として報告してください。

なお、分別された状態で排出される廃棄物については、処分委託先が同じ場合でも、廃棄物の種類ごとにマニフェストを交付することが必要です。

## 28 排出量を体積で管理している場合

**問** 排出量を重量（t）ではなく、体積（m<sup>3</sup>）や荷姿で管理している場合、どのように報告すればよいか。

**答** 産業廃棄物コード表に記載してある換算係数を用いて、必ず重量（t）に換算して報告してください。

なお、換算係数は参考値ですので、自社で別途換算係数を定めている場合は、自社の係数を使用して換算してください。

## 29 排出量の記載方法（小数点）

**問** 産業廃棄物の排出量は、小数点以下何桁まで記載すればよいか。

**答** 四捨五入をして、小数点以下3桁まで記載してください。

なお、排出量が極めて少ない場合（例：0.0002 t）は、排出量の欄が0.000 tになる場合がありますが、構いません。

## 30 許可番号の記載方法

**問** 運搬受託者及び処分受託者の許可番号について、紙様式では6桁までしか記載ができないが、許可証には10～11桁の番号が記載してある。どのように記載すべきか。

**答** 許可番号の下6桁を記載してください。

許可証に記載されている許可番号の下6桁部分は、各事業者個別の番号であり、各都道府県、政令市で共通の番号を使用しています。

### 31 収集運搬業許可を有する者による自社運搬

**問** 産業廃棄物収集運搬業許可を有している事業者が、処分場所まで自社運搬を行う場合、許可番号欄及び運搬受託者の欄はどのように記載すべきか。

**答** 自社運搬の場合は、許可番号欄に「999999」を、運搬受託者欄に「自社」と記載してください。

### 32 運搬先及び処分受託者の住所の記載

**問** 運搬先及び処分受託者の住所には、どこまでを記載すればよいか。

**答** 広島県内においては、「広島県」（広島市、呉市、福山市以外の場合）、「広島市」、「呉市」若しくは「福山市」と記載してください。なお、広島県外の場合は、都道府県名を記載してください。

参考 産業廃棄物に関する相談窓口（報告窓口）

	事業所等の所在地	窓 口	住所・電話番号
県管轄区域	大竹市、廿日市市	広島県西部厚生環境事務所 環境管理課	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目 2-68 0829-32-1181
	府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸高田市、安芸太田町、北広島町	広島県西部厚生環境事務所 広島支所 衛生環境課	〒730-0011 広島市中区基町 10-52 082-228-2111
	江田島市	広島県西部厚生環境事務所 呉支所 衛生環境課	〒737-0811 呉市西中央一丁目 3-25 0823-22-5400
	竹原市、東広島市、大崎上島町	広島県西部東厚生環境事務所 環境管理課	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10 082-422-6911
	三原市、尾道市、世羅町	広島県東部厚生環境事務所 環境管理課	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12 0848-25-2011
	府中市、神石高原町	広島県東部厚生環境事務所 福山支所 衛生環境課	〒720-8511 福山市三吉町一丁目 1-1 084-921-1311
	三次市、庄原市	広島県北部厚生環境事務所 環境管理課	〒728-0013 三次市十日市東四丁目 6-1 0824-63-5181
政令市管轄区域	広島市	広島市 環境局 業務部 産業廃棄物指導課	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6-34 082-504-2225
	呉市	呉市 環境部 環境政策課	〒737-8501 呉市中央四丁目 1-6 0823-25-3302
	福山市	福山市 経済環境局 環境部 廃棄物対策課	〒720-8501 福山市東桜町 3-5 084-928-1168